

## 市民セクターと政府の関係のあり方について (メモ)

- 様々な主体が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進する上で、「新しい公共」の担い手と政府の関係のあり方に関して共通の認識を持つておくことが必要である。
- 以下では、特に「新しい公共」の重要な担い手である市民セクターと政府との関係に焦点を絞り、その関係のあるべき姿に関する事項を暫定的に整理した。

(注)「市民セクター」とは、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定公益増進法人(学校法人、社会福祉法人等)、協同組合、法人格を持たない地縁団体(自治会・町内会、婦人・老人・子供会、PTA、ボランティア団体等)等の民間非営利組織からなるセクター。

### 1. 市民セクターと政府の対話・協働の意義

- 公共ニーズの的確な把握と対応
- 公共サービスの質の向上
- 関係者の参加・討議による円滑な合意形成 等

### 2. 基本的な考え方

- 市民セクターと政府は対等な関係の下、相互に自主性、自律性を尊重し、必要に応じて、公共ニーズに応えるために協働する。
- 公共ニーズに応える取組みを行うにあたり、市民へのアカウンタビリティを確保する。

### 3. 市民セクターと政府の関係のあり方

#### (1) 政策の企画・立案及び実施

##### (政策の企画・立案)

- 政府は、市民セクターが政策の企画・立案に参画する機会を可能な限り確保する。

- 市民セクターは、草の根の多様なニーズや地域の特性に応じた課題を発見し、政府に対し、その解決に向けた提案を行う。

<地方公共団体における取組の例（政策の企画・立案への参画）>

- 愛知県 「協議の場」づくり（平成 19 年度～）  
事業の企画立案の前段階で、NPOと行政が中長期的な視点に立ち、特定の課題についてオープンな議論を行い、課題・問題意識の共有、課題解決の方向性や具体的取組・役割分担などを議論する「協議の場」づくりに取り組んでいるところ。
- 市民討議会の活用（三鷹市、札幌市、新宿区等）  
無作為抽出で選ばれた市民による参加者が小グループで特定のテーマについてじっくりと討議し、テーブル毎に意見をとりまとめ、その意見に対して全員で投票を行う「新しい市民の声を聞く仕組み」の実施とそれに基づいた行政等への提言を実施している。
- 東海市 「まちづくり指標」の提案（平成 14 年度）  
市民参画推進委員会（公募委員 25 人、推薦委員 25 人）が、市民ニーズ調査により市民が重要と考える点について把握し、達成すべき 38 の生活課題と、その実現に向けた進捗を図るための 99 のまちづくり指標を提案し、市長が決定。これらが市の第 5 次総合計画（対象期間は平成 16～25 年度）に盛り込まれた。

（政策の実施）

- 政府は、政策の実施を通じて達成したい成果（アウトカム）目標を可能な限り設定する。
- 政府は、市民セクターとの協働事業の実施にあたり、市民セクターのきめ細やかさや専門性を活かした創意工夫が活かされるための仕組みを可能な限り取り入れる。
- 政府は、協働事業の実施事業者を、透明で公正なプロセスにより選定する。その際、経済的価値だけでなく社会的価値についても盛り込むなど、多様な担い手の能力を適切に評価するよう努める。
- 政府は、市民セクターと委託契約を締結する場合、適切な水準の間接経費についても必要な配慮を行う。
- 政府は、市民セクターとの協働事業の実施後、相手方と共同でその効果を検証・評価し、結果を他の事業に活かすよう努める。

<地方公共団体における取組の例（市民セクターの創意工夫を活かした協働事業）>

- 我孫子市 「提案型公共サービス民営化制度」（平成 18、19、22 年度）  
市の全事業（1000 超）を対象に、企業やNPOなどから民営化や委託の提案を募集。提案は、常任の審査委員（学識経験者、市職員で構成）と提案の分野毎に任命する専門委員からなる審査委員会において事業の民営化・委託の可能性を判断。その上で、サービスの質やコスト面から市民の利益につながるかを基準に、提案の採否と事業者の選定方法を決定。
- 佐賀県 「協働化テスト」（平成 18～20 年度）  
県の全ての業務（2000 超）を対象に、企業、市民社会組織（NPO、ボランティア団体、地縁組織を含む）等から事業協力、共催、委託、後援等の方法による協働の提案を募集。提案のあった事業の実施担当部局が提案の採否について、提案者との協議を踏まえ決定。
- 滋賀県 「協働提案制度」（平成 21 年度～）  
県がテーマを提示する「応募型」及び自由な発想に任せる「創造型」提案制度として、個人・団体から、委託、補助、共催等の方法による協働の提案を募集。提案は、学識経験者、中間支援組織、企業関係者、県職員等からなる審査委員会で審査し採否を決定。

## （2）環境整備

### （活動面における環境整備）

- 政府は、多様な担い手が公共サービスの提供者とされるよう、可能な限り公共サービス分野における参入規制を見直し、法人間のイコールフットィングを進める。
- 政府、市民セクターは、それぞれ又は相互に協力して、社会・地域における課題やその解決に向けた非営利活動について市民の関心・共感を喚起するための活動を行う。

### （人材面における環境整備）

- 政府は、市民セクターと政府との間の人材交流を促進するため、必要な環境整備を行う。
- 政府は、個人や団体による社会貢献活動（ボランティア、プロボノ等）への参加を促進するための環境整備を行う。

### （資金・情報面における環境整備）

- 政府は、市民セクターの活動を支える資金供給（寄附等）を促進するため、情報基盤など必要な環境整備を行う。

- 市民セクターは、政府による補助金・助成金を期待するのではなく、自らファンドレイジングを行うよう努める。
- 市民セクターは、寄附・会費の用途を含む財務情報等、団体に関する情報や活動情報等について、ウェブサイト等を使って積極的に開示・発信を行う。